

滋賀県病院協会報



発行所
滋賀県病院協会
一般社団法人
大津市京町四丁目3-28
(滋賀県厚生会館)
TEL 077-525-7525
http://sbk.co-site.jp/
発行人 会長 金子隆昭

グローバル化の影響を受ける地域医療



一般社団法人 滋賀県病院協会
会長 金子 隆昭

令和4年度の通常総会で滋賀県病院協会の会長に再任された金子でございます。副会長に再任されました地域医療推進機構滋賀病院長の来見先生、新たに副会長に就任いただきました済生会滋賀県病院長の三木先生と共に、会員病院の皆様と滋賀県の医療のために貢献していく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

でもCOVID-19が確認されました。3ヵ月後には滋賀県でもCOVID-19が報告され、WHOによってパンデミックが宣言されました。最初の症例の報告からわずか3ヵ月でパンデミックに至るとは、移動手段の大きな進歩の結果だと思えますが、これまで経験したことのない事態であり、日本全体で医療の逼迫という重大な危機に晒されることになりました。滋賀県ではコントロールセンターを中心に、新型コロナウイルスへの対応は適切だったと思われませんが、それでも緊急事態宣言が発令

された事実も起こりました。そして一般医療に関しては、患者の受診控えが外来患者数、入院患者数、救急患者数の減少につながり、多くの医療機関は経営面で大きな影響を受けました。

新型コロナウイルスのパンデミックから2年経過し、新型コロナウイルスの影響もいから収束してきたかと思われたのも束の間、2022年2月24日にはロシアのウクライナ侵攻が始まりました。滋賀県病院協会では3月下旬に、県内58病院に対してウクライナ侵攻による病院への影響をアンケート調査

令和4年度 一般社団法人滋賀県病院協会通常総会の開催にあたって



滋賀県健康医療福祉部
部長 市川 忠稔

令和4年度一般社団法人滋賀県病院協会通常総会の開催にあたり一言お祝い申し上げます。

病院協会の皆様方には、日頃より、本県の保健・医療・福祉行政に格別の御支援と御協力を賜っておりますことに、深く感謝を申し上げます。加えて、新型コロナウイルス感染症対策では、県民の命を守るため、昼夜を問わず、各方面で御奮闘、御尽力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

県では昨年度より滋賀県保健医療計画についての中間見直しを行っており、今年度は県民政策コメントを経て、中間見直しを施行し推進すること

もに、保健医療計画の一部でもある地域医療構想の実現に向けた施策も着実に推進してまいりたいと考えております。

5月20日からは福井県ドクターヘリと相互応援協定に基づく運航を湖北地域において開始いたしました。隣接県同士、お互いをカバーしあう体制が整備されることで二重三重のセーフティネットが構築され、より多くの患者の救命や後遺症の軽減に寄与するものと大いに期待をしております。

また、県では、ウイズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、改めてこれからの暮らしや生き方を見つめ直し、「ひとの健康」、「社会の健康」、「自然の健康」をさらに推進し、本県の意味での「健康しが」をつくってまいりたいと考えております。

このような取組を推進していくためには、皆様方の御理解と御協力が不可欠であります。今後とも地域の医療福祉連携において重要な役割を果たしていただくことを御期待申し上げますとともに、滋賀県の地域医療の安定確保と、保健医療の一層の向上に引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人滋賀県病院協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御健康、御活躍を祈念いたしますとともに、本県行政の各般にわたり、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

お祝いの言葉とさせていただきます。

令和4年度 一般社団法人滋賀県病院協会通常総会 (Zoomを使用したリモート会議)



一般社団法人滋賀県病院協会の通常総会は、令和4年5月25日(水)15時30分から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回初めてZoomを利用したリモート開催とされ、病院協会事務局から配信しました。

まず最初に事務局長から定足数の報告、会員58病院中58名出席(委任状19名含む)で定款第17条に定める過半数に達し総会が成立している旨が報告されました。

続いて金子会長から開会挨拶を述べられるとともにこの一年間の会員の異動を紹介し、その後来賓の滋賀県健康医療福祉部長市川忠稔様からはビデオメッセージによる祝辞が届けられた。(上段参照)

総会議長には、石田展弥氏(琵琶湖病院理事長・院長)、理事録署名人名には、松岡俊樹氏(セフィロト病院長)と岡本元純氏(大津赤十字志賀病院)のお2人が選出され、事務局長の詳細な説明、高折監事の監査報告を受け、第1号議案は承認可決されました。

第2号議案は、慣例により各医療圏より1名ずつ(湖北・湖西は兼任)の選考委員を選出され、選挙の結果理事20名、監事3名の新役員候補者が選出され、総会で原案通り承認された。

ここで総会を一旦最終し、「臨時理事会」を開催。報告第1号「会長及び副会長は、理事会の議決により理事の中から選定する」と定款に記載されているので、今回選出された新役員で、会長・副会長の選出があり、現金子会長・現来見副会長が再任され、新たに三木副会長が選出された。当協会の新役員は、別紙のとおり選任されました。(別紙2面参照)

報告第2号・第3号
既に本日の第2号理事會での承認を受けている旨の報告とともに、その概要の説明があり、第2号・第3号とも了承された。

▼議案は二面に続く

私の主張



「医師の働き方改革」の本質

長浜市病院事業管理者兼 市立長浜病院院長 高折 恭一

いよいよ「医師の働き方改革」が令和6年4月に本格施行されることになり、残り2年を切った。既に、医師の労働時間短縮計画の作成が求められており、待った無しの状況である。各医療機関は対応を迫られているが、

基幹病院では多くの業務を大学から派遣される医師に依存しており、十分

くないため、これらの医師にも勤務間インターバルが適用されると、医療

崩壊を招く可能性がある。もちろん、行政もこのとは理解しているはずであるし、移行措置が適用されるのが期待される。

一方、医療現場も、連続勤務時間制限28時間インターバル9時間の確保

な解決策を見出せている病院は少ない。特に、当直業務やオンコール業務を大学からの非常勤医師に頼っている病院は少な

崩壊を招く可能性がある。向けて努力していく義務がある。現状では、多くの医師が、当面明けても外来や手術を担当しているため、従来通りの医療

然増えることはない。合理的に医療施設を集約化することが重要になる。診療科毎の集約も、自ずと進むであろう。われわれも、マインドセットを変化させることを求められている。医師を含めた医療従事者の健康を守るという「医師の働き方改革」の本来の目的に立ち戻って、考えていきたい。



受章おめでとうございます

(病院協会からの推薦者のみ・順不同)

令和4年春の褒章
藍綬褒章受章

一般社団法人滋賀県病院協会 前会長の石川浩三先生(前大津赤十字病院長)は、長年にわたる保健衛生功勞により、令和4年4月29日藍綬褒章受章の榮に浴されました。誠におめでとございます。



前 大津赤十字病院長
石川 浩三氏

令和4年度看護功勞者知事表彰受賞

(令和4年5月12日) 於：滋賀県公館



長浜赤十字病院
病棟師長
西嶋 道子氏



済生会守山市民病院
看護部長
吉村 薫氏



大津赤十字志賀病院
看護部長
馬場 一二三氏



彦根市立病院
経営戦略室主幹
谷口 孝二氏



高島市民病院
副看護部長
末武 美里氏



お知らせ 厚生労働省にも、医療機関の宿日直申請に関する相談を受け付ける窓口が設置されています。(WEB窓口)

◇令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
◇受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
※訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター(医療労務管理アドバイザー)が必要な支援を実施。

■医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口
医療機関の宿日直許可申請に関するご相談送信フォーム | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) から、厚生労働省労働基準局あてにご相談内容を送信することができます。相談が受け付けられますと、メール又は電話等で連絡・回答があります。
■宿日直許可申請に関する解説資料(参考事例)
https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

医師の労働時間規制をクリアするには、「宿日直許可」が重要な条件の一つと考えられます！

2024年4月より、医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されます。短縮に努力しても尚、年960時間を超える医師が生じる医療機関(連携B、C、C1、C2水準を適用)においては、「労働時間短縮計画」を作成し、評価センターの第三者評価を経て、県の指定を2024年3月までに受けておかなければなりません。指定を受けない医療機関にあっては、A水準対象として、年960時間を超えないよう工夫・改善していかねばなりません。

また、それらには「追加的健康確保措置」の履行確保が義務化(A水準においては努力義務)され、連続勤務時間制限や勤務間インターバル確保等の新しいルールが適用されますし、副業・兼業のケースには派遣元における労働時間の通算管理が必要とされています。こうした規制に適切に対応するには、宿日直許可が鍵となり、重要な条件の一つになると考えられます。今一度、医師の労働実態を確認され、許可申請の要否、あるいは現行許可の適否について改めて検討されることをお勧めします。

【主な許可基準】

- 常態として、ほとんど労働をすることがない勤務である
- ・宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である
- ・救急患者の診療等通常業務と同様様の業務が発生することはあっても稀である
- 原則として、通常の労働の継続ではない
- 宿日は週一回、日直は月一回が限度(特例あり)
- 夜間に十分な睡眠がとれるものである

令和元年7月に発出された基発0701第8号「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(以下「新基準」)では、従前の基準(昭和24年)が大幅に緩和されています。

宿日直中に行ってもよい、「特殊の措置を必要としない軽度、短時間の業務」は、従来は「病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈、検温など」となっていたが、新基準では、その例示において「少数の要注意患者の状態変動に対応するための問診による診察等(軽度の処置を含む)」などとなり、少々の診療なら認められるようになっています。「労働時間がまばらで、夜間であれば十分睡眠を取り得る」宿日直で、労働基準監督署の許可を受けていれば、労働時間には算入されません。また一方で、診療科や職種、時間帯などを分けて宿日直の許可を受けられることも可能で、病棟宿日直業務のみに限定した許可も可能とされていますので、医師それぞれの労働実態を細かく把握して、自院に適した体制を構築することが大切です。

2024年4月に向けた準備は進んでいますか? ご相談ください。

滋賀県医療勤務環境改善支援センター

〒520-0044
滋賀県大津市京町四丁目3-28
滋賀県病院協会内
TEL 077-500-3106
FAX 077-525-5859
E-mail sikkk-sc@sbk.co-site.jp
ホームページもご覧ください
<http://sbk.co-site.jp/sikkk/>



1. 許可を受けていない医療機関
まず、宿日直中の「業務内容」と「所要時間」を把握してください。
改めて日誌等から実態を確認し、その情報をもとに、新基準に照らして申請できるかどうかを検討していきます。
2. 既に宿日直の許可を受けている医療機関
宿日直許可書は有効期間というものがありませんので、既に許可を受けている医療機関は新たな申請は不要ですが、当時と今では勤務実態が大きく変化している場合(医師の労働条件が厳しくなっている等)は、現在の勤務実態を詳細に把握し、再度申請しなおす必要があります。
3. 宿日直はアルバイト医師(非常勤)で行っている医療機関
宿日直中の業務内容等を確認後、許可を受けることができるようであれば、申請を検討すべきです。労働時間管理においては、主に勤務する医療機関と副業・兼業先(貴院)の労働時間を通算することになりますので、副業・兼業先の宿日直許可は重要な意味をもちます。許可があれば、その時間は労働時間としてカウントしなくてもよく(ただし、通常業務と同様様の業務が発生した場合は労働時間となります)。一方、許可がないと全てが労働時間となるため、各水準の上限時間や連続勤務時間制限の超過を派遣元が懸念して、派遣を引き揚げるといった事態も考えられます。

広告

経済産業医療企業年金基金に加入しませんか?

◆公的年金の支給開始年齢の引き上げや給付水準の引き下げが行われる中、従業員の老後のために企業年金の重要性が高まっています。

貴院の福利厚生制度・退職金制度として当基金への加入をご検討ください!

- 加入対象は厚生年金保険適用事業所に使用される65歳未満の被保険者
- 従業員だけでなく、事業主や役員の方も加入可能
- 掛金は事業所ごとの定額制なので事務手続きが簡単
- 3年以上の加入で一時金、10年以上の加入なら年金での受け取りも可能

◆詳しい制度の内容などは、下記にご連絡ください。

経済産業医療企業年金基金 (厚生労働大臣認可 近基第015831号)

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津2丁目1-35 OSD浜大津ビル7階 TEL:077-511-9775

※業種・地域を問わずご加入いただける
総合型確定給付企業年金制度です。

